

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
第24条第5号中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改め、同条第6号中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。